

## 消防団員公務災害補償制度について

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、消防基金）が実施する制度で、消防団員が公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償します。

今後の流れとしては次のとおりとなります。

### ①消防団員等発生報告書の提出

事故発生時の状況及び被災団員の現況を報告。

事故発生時の状況については、以下の①～⑤に留意して詳細に記載してください。

①どのような場合・場所で、

②どのような作業（行動）をしているときに、

③どのような環境（危険な状況・不安全な状態）で・アクシデントの発生があり、

④どのようにして災害が発生したのか

⑤傷病の部位・傷病名

#### 【記載例】

建物火災に出動。現場到着後、

水利から火点近くまでホースを延長していたところ、

途中の地面にくぼみがあり、夜間のため足元が暗かったことから、

つまずいて、バランスを崩し、転倒し、

右足を強打した。病院では右第五中足骨骨折と診断された。

※診断書は不要ですが口頭で診断名を確認してください。（診断書作成料は支払われません）

※病院受診時に公務災害の可能性のある旨をお伝えください。既に受診をしており、団員本人が自己負担をしている場合についても、今後病院にて返金処理等がありますので次回受診時にお伝えください。

### ②認定通知の郵送

提出のあった報告書をもとに消防基金にて公務災害の審査を行います。

認定がおりた場合は市から本人へ認定通知を郵送します。その際に併せて、病院や薬局に提出する医療費の請求書等一式と本人が記載する通院費の請求書一式を添付します。

### ③損害補償費等支払い

請求書の内容に基づいて支払いを行います。公務災害に認定された場合、保険診療は行わないため、全額が消防基金から病院・薬局へ直接医療費を支払います。交通費については団員本人の口座に支払いを行います。

南アルプス市防災危機管理課 消防防犯担当

TEL：055-282-6494 FAX：055-282-1112